

大野市スクールバス運行マニュアル

大野市教育委員会

(目的)

本マニュアルは、大野市が運行を委託するスクールバスの安全・安心な運行を図ることを目的とし、運行に必要な準備等や、運行中のトラブル発生時の対応を定めるものとする。

(関係法令)

スクールバス運行管理の実施方法は、以下の法令の定めるところによる。

- ・道路運送法(昭和26年法律第183号)
- ・道路運送車両法(昭和26年法律第85号)
- ・旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)
- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)
- ・学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)
- ・大野市学校通学用自動車運行管理規程

1. 点呼・点検

(1) 運行前点呼・点検の実施

旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第47条の2に基づき、日常点検整備を行う。また、運転者がその日初めて乗務しようとする時は、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に基づき、点呼等を行う。

- ① 出発の10分前までに行うこと。
- ② 日常点検整備、乗務記録(運転業務日報等)の状況を確認すること。
- ③ 運転者本人の健康状態等を確認し、サービスの適否を決定すること。もし、健康状態が運転に不適切と認められた場合は、他の運転者に代えるなど、適切な措置を講じること。
- ④ 運行する道路状況や天候を考慮して、安全な運行に必要な指示及び注意を行うこと。
- ⑤ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行計画、当運行マニュアル、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- ⑥ その他、運行中のトラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(2) 運行後の点呼・点検の実施

- ① 運行後、車両点検を実施すること。
- ② 運行のために必要な清掃及び消毒等を行うこと。
- ③ 車両、道路及び運行の状況について乗務記録(運転業務日報等)に記載すること。
- ④ 運行前点検の携行品を確認し、これを点検すること。
- ⑤ 次回の運行等を確認しておくこと。

2. 運行

(1) 運転者の注意点

①運転者の心得

- ア 通学児童生徒名簿、運行ルート、時刻表、運行計画に基づき、安全に運行すること。
- イ 始発時間に遅れが生じると判断される場合は、運行管理者を通じて学校及び教育委員会に連絡すること。
- ウ 運転中はシートベルトを着用し、法定速度、交通マナー・ルールを順守すること。
- エ 運転中の携帯電話使用、わき見運転、違法駐車、飲酒・酒気帯び運転を禁止する。
- オ 急発進・急ブレーキや無理な追い越し等に注意し、法定速度を順守して車間距離を保ち、危険予知や事故予測などにより常に安全な運行に努めること。

②乗車時

- ア 乗車場所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車両が停車してから扉を開け、乗車させること。また、児童生徒がシートベルト装着を確認してから出発すること。
- イ 児童生徒のシートベルト装着を促すこと。
- ウ 車内の児童生徒の動向に十分注意し、安全を確保すること。
- エ 停留場所に到着し、発車時刻になっても児童生徒が来ない場合は、遅滞なくバスを出発させること。
- オ 車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。特に、学校出発時は、発車することで児童生徒に危険が及ぶことがないか、十分に確認すること。

③走行時

- ア いかなる場合においても冷静さを保ち、道路交通法等を常に遵守し安全運転に徹すること。
- イ 渋滞又は道路状況等で10分以上遅れる場合は、速やかに運行管理者を通じて学校へ連絡すること。
- ウ 車内の安全確保のため、必要に応じて児童生徒に乗車マナーを注意すること(暴言は認められない。)
児童生徒が注意に従わず、安全確保が難しいと判断したときは、緊急時の対応を行うこと。

④降車時

- ア 児童生徒と降車場所の安全確認をした上で扉を開けること。
- イ 車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。
- ウ 登下校便のいずれも、最終降車地においては車内を必ず確認すること。(※忘れ物・乗り過ごした児童生徒の確認。)確認後は、スクールバスに設置された置き去り防止安全装置を適切に操作すること。
- エ 下校便において児童生徒の乗り過ごしがあった場合は、終点まで運行して速やかに運行管理者又は委託業務実施責任者(以下、「運行管理者等」という。)を通じて教育委員会へ連絡し、対応を確認すること。(※原則、乗り過ごした児童生徒は学校へ送ることとし、たとえ指定の降車場所であっても自らの判断で降車をさせない。)

⑤その他

- ア 児童生徒及び保護者へは挨拶を行い、親切かつ平等に対応すること。

- イ 児童生徒へいかなる体罰も加えないこと。
- ウ 児童生徒又はその保護者の個人情報その他職務上知り得た情報は他に漏らさないこととし、異動や退職後についても同様の対応を行うこと。
- エ 乗降等に関して、登下校便・目的外運行のいずれも乗降する児童生徒数を必ず確認し、日報にて報告すること。
- オ 保護者から体調不良等の理由により乗車中の児童生徒の様子の見守り等を依頼された場合は、可能な限り真摯に対応し、その様子を学校や保護者へ報告すること。

(2) 児童生徒の注意点

①乗車前(登校便)

- ア バス到着予定時刻5分前までに指定場所で待つこと。
- イ 予定時刻になって指定場所に児童生徒がいない場合は、バスは出発又は通過する。
- ウ 指定された場所以外(特に私有地)に入らないこと。

②乗車時

- ア 運転手の指示に従うこと。
- イ 挨拶を行うこと。

③走行時

- ア 運転手の指示に従うこと。
- イ 車内ではシートベルトを着用し、危険な行為(窓から顔や手を出す等)や席を立つなどはしないこと。
- ウ 車内の物を大切にし、車内は常にきれいにするように心がけること。

④降車時

- ア 降車後はバスの前や後ろを通らないこと。横断する場合は、バスがいなくなってから移動すること。
- イ 挨拶を行うこと。
- ウ 万が一乗り過ごした場合、終点まで運行し、その後、学校に戻り、保護者に迎えに来てもらうことになるので、注意すること。

⑤座席

- ア 指定された座席に座ること。

(3) 保護者への協力依頼事項

- ア 家庭内で児童生徒に対する安全指導(シートベルトの着用を含める)とその確認を行う。
- イ 登校時、児童生徒が出発予定時刻に遅れないように注意する。出発予定の5分前には停留所に集まる。
- ウ 欠席・遅刻等でバスを利用しない場合は、7時までに近隣の児童生徒へ連絡し、別途欠席・遅刻を学校に連絡する。
- エ 登下校時、児童生徒を指定場所以外の場所で乗降車させない。

- オ 運転手に学校への連絡事項等を依頼しない。
- カ 登下校時の乗り遅れ、乗り過ごしは保護者が対応する。

(4) 教職員の役割

- ア 児童生徒に対する安全指導を行う。
- イ スクールバスを利用する児童生徒が連絡なく欠席した場合は、所在確認を速やかに行う。
- ウ 通学児童生徒名簿を作成する。また、児童生徒の座席を決める場合、下校便で先に降車する児童生徒を車両の前方にし、後に降車する児童生徒を車両の後方の座席になるように配慮する。(居眠りしている児童生徒や忘れ物等により早く気づくことができる。)
- エ 運行計画を作成し、運行管理者へ提出する。

3. 緊急時の対応

- ・災害等が発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
- ・運転者は乗車している児童生徒の安全確保を最優先すること。

(1) 緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について

- ア 教育委員会は、緊急時に備え、学校と各バス運転手(及び運行事業者)との緊急連絡網を整備し、スクールバス運行時間中の不測の事態に備えておくこと。
- イ 緊急時は、「災害等発生時のフロー図」のとおり連絡調整を行い、適宜対応すること。なお、生命・身体等の安全に関わるなどの事態においては、消防や警察への連絡を第一とすること。

(2) 交通事故

- ア スクールバスを安全な場所に移動すること。
- イ 運転者は負傷者の救護を第一優先とし、警察及び消防へ通報すること。
- ウ 運転者は運行管理者等へ連絡し、運行管理者等は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡すること。また、児童生徒にケガ等があった場合、学校は情報収集するとともに保護者へ速やかに連絡すること。
- エ 登下校中の事故のときは、運行管理者等は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。
- オ 児童生徒の乗車の有無に関わらず、運行中に発生した事故については教育委員会へ報告すること。
- カ 運行事業者は教育委員会よりドライブレコーダーやその他必要書類の提出を求められることがあるが、対応できるように準備しておくこと。

(3) 車両故障

- ア 車両故障が生じた場合、速やかに安全な場所へ車両を停車し、運行管理者等を通じて学校へ連絡し、運行管理者等は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。
- イ 運転手は児童生徒に状況を説明し、運転手の指示に従うように伝えること。

- ウ 車両火災の恐れ等があり、車外への避難を必要とする場合は、児童生徒の脱出を最優先すること。乗降口からの脱出を優先するが、不可能な場合は、後方等の窓からの脱出を指示すること。その際、ガラスを割る措置をした場合はその破片に十分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- エ 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒から、起きていない場合は脱出口から近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- オ 運転手は、児童生徒が車外への脱出後は車内に残った人員がいないかを確認をし、児童生徒を安全な場所へ誘導すること。
- カ 火災の場合、警察、消防へ通知後、運行管理者等及び学校並びに教育委員会へ連絡すること。

(4) 悪天候（大雨・大雪・路面凍結等）

- ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。
- イ 登下校中に悪天候により走行不能となった場合、運転者は車両を安全な場所に停車させ、児童生徒へ状況を知らせた後、運行管理者等へ状況を報告すること。
- ウ 運行管理者等は学校へ連絡を取り対応すること。

(5) 体調不良

- ア 運転者は児童生徒の体調急変により、運行を継続するべきでないと判断したときは、速やかに付近の安全な場所へ車両を停車させ、児童生徒の状況を確認し、必要に応じて救急要請を行うこと。また、状況を運行管理者等へ報告すること。
- イ 運行管理者等は学校へその旨を報告すること。
- ウ 運行は車内の安全を確認してから、運行を再開すること。

(6) その他の災害等

- ア 気象、その他の要因により通常運行しているルートが通行止めになった場合は、迂回路を走行し対応すること。その場合、必ず事前に運行管理者等を通じて学校へ連絡し、対応を確認した上で行うこと。
- イ 自然災害（大地震等）などにより、運行中に交通麻痺に至った又はその恐れがある場合は、バスを安全な場所に停車させ、降りないで待機すること（救援を待つ）を基本に、児童生徒を安心させることを含めた声掛けや高学年児童への低学年児童誘導協力依頼を行い、「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり連絡を行うこと。ただし、車内に待機していることが二次的被害に発展する恐れがある場合には、安全性を確保できる場所へ一時的に降車するという選択肢も考えて対応すること。また、停電等により通信機器（携帯電話等）が使用できない状況になった場合には、周囲の安全性を確認したうえで、周辺民家から学校への連絡について協力を依頼するなど、学校等との連絡調整について、児童生徒の身の安全を最優先として柔軟に対応すること。
- ウ 児童生徒が乗車する前の回送時に突発的な道路状況にて、運行に障害が出ると予想される場合、運行

管理者に連絡して指示を仰ぎ、運行管理者は学校に連絡し対応を確認、調整すること。

- エ 児童生徒の不適切な行動により、児童生徒の生命・身体等の安全に関わる又は運行に危険が生じる等の事態が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車両を停車し、必要に応じて消防や警察へ連絡するとともに、学校へ連絡すること。なお、運転手は車内の安全を確認してから、運行を再開すること。

4. その他

- (1) 車内清掃は、常に清潔に保つよう、衛生面に十分配慮し毎日終業時に清掃すること。また、車外の汚れも常に気を配ること。
- (2) 乗務記録(運転業務日報等)は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また毎日の走行での路線及び車内での児童生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。
- (3) 本マニュアルに定めのない場合であっても、児童生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。
- (4) 本マニュアルに定めのない不測の事態が発生した場合においては、必ず学校と運行事業者(及び各運転手)の間で、相互連絡・確認を行い、対応すること。また、学校は各校で別途定めている危機管理マニュアルを参考にして対応にあたり、保護者へ必要な情報伝達を行うこと。
- (5) 運行事業者の個別マニュアルが本マニュアルの内容を網羅し、安全性等が上回る場合にはその運用を妨げるものではない。
- (6) 乗務記録(運転業務日報等)については、毎日の運行後に運行管理者等の確認を受けた後、運行事業者において事業完了後1年間は適切に保存しておくこと。

事故発生時の連絡先

大野市教育委員会 教育総務課 0779-64-4827(代表 0779-66-1111)

各小中学校 次の表のとおり

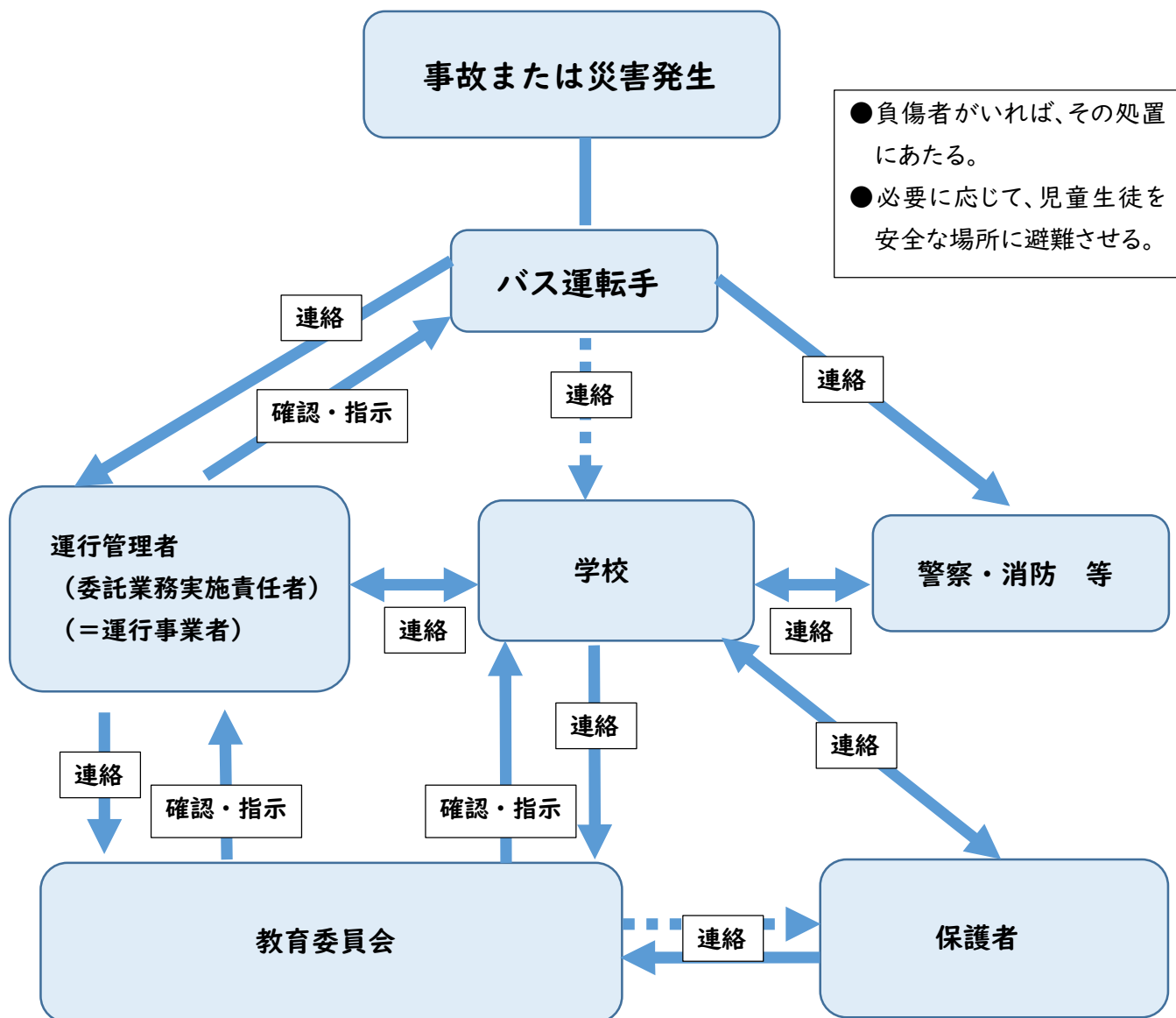
救急要請(大野市消防局) 119

大野警察署 110

スクールバス運行校

学校名	電話番号
小山小学校	66-2910
下庄小学校	66-2350
上庄小学校	64-1331
阪谷小学校	67-1012
富田小学校	66-4150
開成中学校	65-4680
陽明中学校	65-1120

緊急事態発生時連絡フロー図



【運転手の第一連絡先】

- ① 児童生徒の生命・身体の安全に関わる場合などの緊急時 ⇒ 消防・警察
- ② それ以外の緊急時 ⇒ 運行管理者等(運行業者)

【運行管理者等】

- ① 連絡を受けた内容を速やかに学校及び教育委員会へ連絡
- ② 対応を実施

事故・災害等が発生した場合のフロー図



大野市スクールバス利用マニュアル

このマニュアルは、スクールバスを利用する児童生徒及び保護者がスクールバスを利用する上で守っていただきたいルール等をまとめてあります。

安全に登校し楽しい学校生活を送るために、みなさんでルールをしっかりと守っていきましょう！

1. 運行の目的

スクールバスは、学校再編等により遠距離通学となった児童生徒の負担軽減や安全な通学のために運行するものです。利用対象地区の児童生徒はスクールバスの利用をお願いします。

2. スクールバス利用対象者

学校名	利用対象地区等
小山小学校	※冬期間のみ開成中スクールバスを利用（小山地区の一部）
下庄小学校	旧乾側小学校校区
上庄小学校	※開成中スクールバスを利用（佐開、今井、五条方地区の1・2年生）
阪谷小学校	旧六呂師小学校校区、阪谷地区の一部
富田小学校	旧森目小学校校区、旧蕨生小学校校区、五箇地区
開成中学校	旧上庄中学校校区、小山小学校校区（冬期間のみ）
陽明中学校	旧尚徳中学校校区 ※旧和泉中学校校区は市営バスを利用

3. スクールバスの運行経路、停留所等

運行経路及び停留所、時刻表は別紙のとおりです。

※運行経路及び停留所、時刻表は別紙を基本とし、毎年度児童生徒の居住状況で調整されます。

年度途中のルートの変更や停留所の変更は原則行いません。

4. 使用車両（修理や、点検等で車両が異なる場合があります。）

<小山小学校> 開成バス（冬期）：45人乗り中型バス

<下庄小学校> 下庄バス：29人乗りマイクロバス

<上庄小学校> 開成バス（佐開・下据ルート）：29人乗りマイクロバス

<阪谷小学校> 阪谷バス：10人乗りステーションワゴン

<富田小学校> 森目ルート：25人乗りマイクロバス

蕨生ルート：25人乗りマイクロバス

<開成中学校> 今井・榎ルート：29人乗りマイクロバス

佐開・下据ルート：29人乗りマイクロバス

東山・吉ルート：26人乗りマイクロバス

開成バス（冬期）：45人乗り中型バス

- <陽明中学校> 南六呂師・川上ルート：29人乗りマイクロバス（4WD）
蕨生・田野ルート：29人乗りマイクロバス
柿ヶ嶋・森目ルート：29人乗りマイクロバス
勝原・下麻生嶋ルート：26人乗りマイクロバス
旧和泉中学校校区：市営バスで通学

5. 利用に関する注意事項（保護者の皆様へ）

スクールバスの運行には保護者の皆様のご協力が必要不可欠です。決まりごとを守り、児童生徒の皆さんが安全かつ気持ちよく、毎日の学校生活を送れるようにご協力ください。

<提出物>

- ①「スクールバス利用申込書」（様式第1号）は、利用する年度の前年度に毎年学校を通して教育委員会まで提出してください（提出時期は学校から連絡があります。）。年度途中からの利用や一時的な利用は原則できません。
- ②利用申込書の利用区分を「登下校」とした児童生徒で、習い事等により下校時にスクールバスを利用しない日は事前に学校へお知らせください。（定期的なものは利用申込書の備考欄に記載）
- ③放課後こども教室や放課後児童クラブを利用する児童の場合は、利用申込書の利用区分は「登校のみ」としてください。「登校のみ」としても、放課後こども教室や放課後児童クラブを利用しない日は下校時もスクールバスを利用できます。事前に学校へ連絡をお願いします。
- ④スクールバスの利用を変更または停止する場合は、10日前までに「スクールバス利用変更・停止届」（様式第2号）を学校に提出してください。

<注意事項>

- ⑤スクールバスの利用は、申込書等に記載した利用区分に従い、決められた停留所以外は利用できません。
- ⑥スクールバスは、時刻表に記載された時刻に到着できるように運行します。登校時は、各停留所に、バス到着時刻の5分前までに集合してください。下校時も、出発時刻になったら発車します。乗り遅れないように5分前にはスクールバスに乗車するようにしてください。
- ⑦スクールバスは定時運行を基本とし、児童生徒の乗車管理は発車時の在・不在で管理します。児童生徒が発車時刻に遅れても、待つことはできません。その場合は、登下校時とも保護者の責任で送迎の対応をお願いします。登校時の場合は、保護者から学校に「乗り遅れた旨」をご連絡ください。下校時の場合は、児童生徒が「乗り遅れた旨」を学校に伝え、学校から保護者へ連絡を行います。
- ⑧欠席・遅刻等でバスを利用しない場合は、同じ便に乗る同じ停留所又は近隣の児童生徒に7時までにバスを利用しないことを連絡してください。また学校で決められたルールで、別途欠席・遅刻を学校に連絡してください。
- ⑨雨や雪の日だけ利用するような、一時的利用はできません。
- ⑩スクールバスは委託業者の運転手1人で運行し、添乗員等は乗車しません。
- ⑪児童生徒が故意にスクールバス車両を傷つけた場合は、保護者の実費弁償となります。

- ⑫バス委託業者や学校及び教育委員会の再三の指導にもかかわらず、マナーが守られないような場合は、安全管理上、やむを得ずスクールバスに乗車させず、保護者の責任において登下校をお願いする場合があります。
- ⑬自宅と停留所までの間や、停留所での乗降の際は、保護者で安全確保に努めることを基本とします。
- ⑭運行計画書は毎月学校から配布します。
- ⑮天候等により登校時刻や下校時刻が変更になり、スクールバスの運行時刻が変更になる場合は、各学校からメール等にて保護者に連絡します。その場合は、学校到着時刻又は学校出発時刻を連絡します。
- ⑯スクールバスは、予定時刻よりも前に出発することはありませんが、豪雨や暴風雪などの悪天候、また、その日の道路状況及び交通事情により、予定どおりの運行とならない場合がありますので、予めご了承ください。
- ⑰防犯上の観点から、各停留所に看板は設置しません。
- ⑱車内の温度調節には注意を払っていますが、乗車時間の長短や、その日の体調などにより、車内の冷暖房調整だけでは対応しきれない場合もあることをご理解ください。
- ⑲車内での飲食物（朝食、お菓子など）の持ち込み及び飲食はできません。ただし、学校で許可されている水筒などの持込みや水分補給は可とします。
- ⑳安全対策上、シートベルト着用義務と座席の指定をさせていただきます。また乗車指導の一環で座席を変更することもあります。
- ㉑運行経路や停留所は、児童生徒の居住状況で毎年調整します。
- ㉒「スクールバス利用にかかる注意事項（児童生徒向け）バス通学の約束（ルール）」を、保護者からも児童生徒に対して必ず守るようにご指導ください。
- ㉓下校時に、停留所を乗り過ごした場合は、原則児童生徒を学校に送ります。保護者に「乗り過ごした旨」を連絡しますので、学校までお迎え等のご対応をお願いします。
- ㉔車内に忘れ物があった時は、運転手からバス会社を通じて教育委員会に報告されます。記名があれば教育委員会より保護者へ連絡いたします。記名が無く個人を特定できない場合は、教育委員会から学校へ連絡し、特定できれば保護者へ連絡いたします。なお、保護者から忘れ物に関して連絡する場合は、教育委員会へご連絡ください。

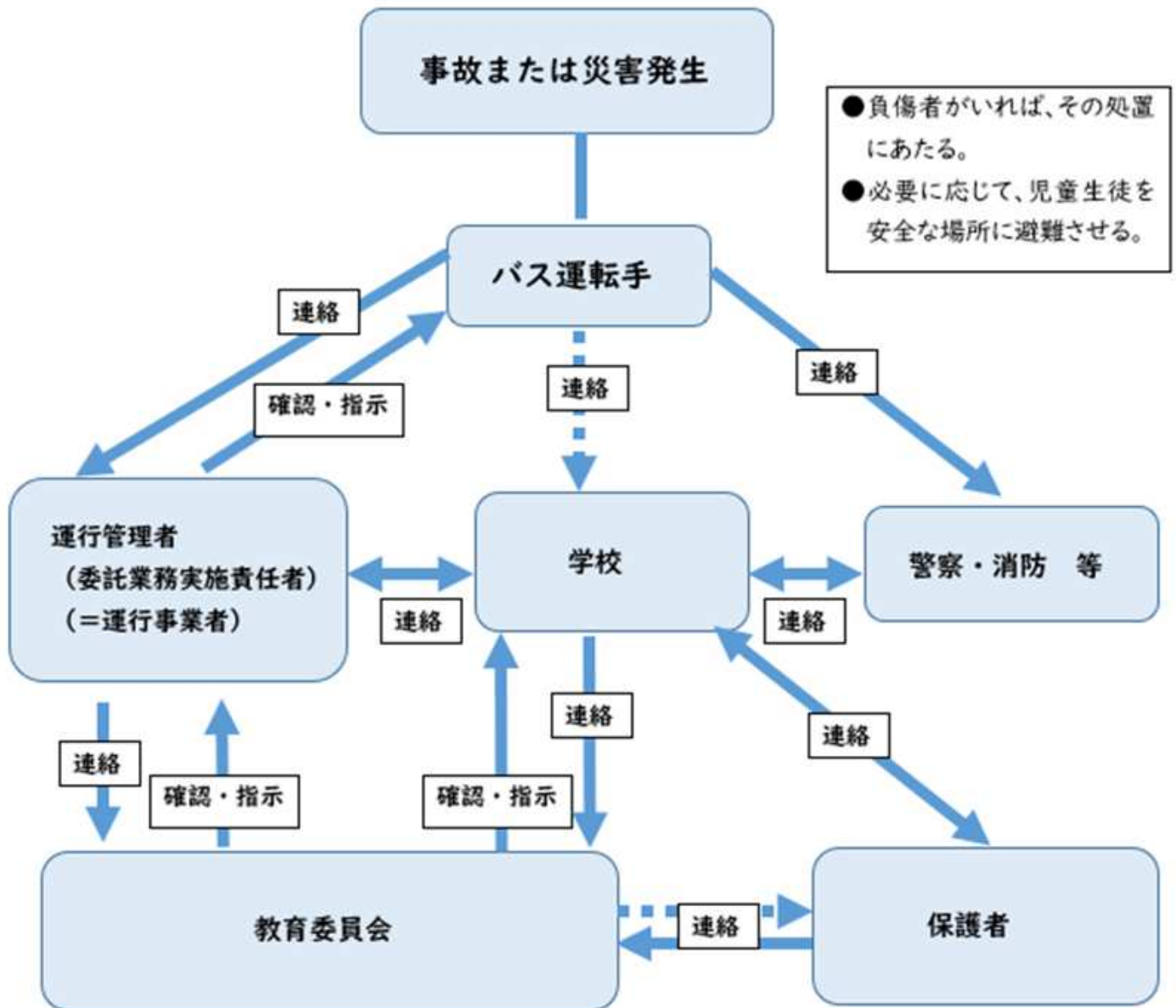
6. スクールバス利用にかかる注意事項について バス通学のルール（児童生徒向け）

- ①約束が守れない場合はスクールバスを利用できないことがあります。
- ②バスに乗る前には必ずトイレをすませましょう。バスの出発時刻5分前までに集合しましょう。バスは時間になったら出発します。遅れないようにしましょう。
- ③道路を横断しなければならないときは、左右をよく確認しましょう。
- ④バスに間に合わないかもしれないと慌てて走ったり、急に横断したりなど絶対にしないようにしましょう。
- ⑤バスに乗り降りするときには、運転手さんにきちんとあいさつをしましょう。
- ⑥決められた停留所以外で乗り降りしてはいけません。
- ⑦決められた座席に座り、勝手に移動しないようにしましょう。
- ⑧座席では荷物を整頓してひざの上か足元に置き、マナーを守って過ごしましょう。
(騒がない。落書きしない。窓から顔や手を出さない。物を投げない。学校で許可されている水分補給以外に飲食はしない他)
- ⑨バスの運転器具に、手を触れないようにしましょう。
- ⑩バスに乗ったら必ずシートベルトをしめましょう。
バスから降りるときは、バスが完全に止まってからシートベルトを外し、ゆっくり降りるようにしましょう。バスを降りた後は、バスの前や後ろを通らず、バスがいなくなってから移動しましょう。
- ⑪運転手さんの言うことを聞いて、静かに過ごしましょう。
- ⑫気持ちが悪くなったり、具合が悪くなったりしたときは、早めに近くの人や運転手さんに言いましょう。
- ⑬乗り物酔いをしやすい人は、酔い止め薬を飲んだり、エチケット袋を持ってきたりしましょう。
- ⑭バスの中に持ち物を忘れないようにしましょう。(持ち物には名前を書いておきましょう。)

⑮朝、バスに乗り遅れた場合は、お家の方に学校まで送ってもらいましょう。下校時に乗り遅れた場合は、学校に伝え、お家の方に迎えに来てもらいましょう。下校時に、停留所を乗り過ぎた場合、原則児童生徒を学校に送ります。学校から保護者に「乗り過ぎた旨」を連絡します。

⑯学校を欠席する場合は、同じ停留所または前の停留所を利用する人に7時までに連絡し、学校にも連絡しましょう。

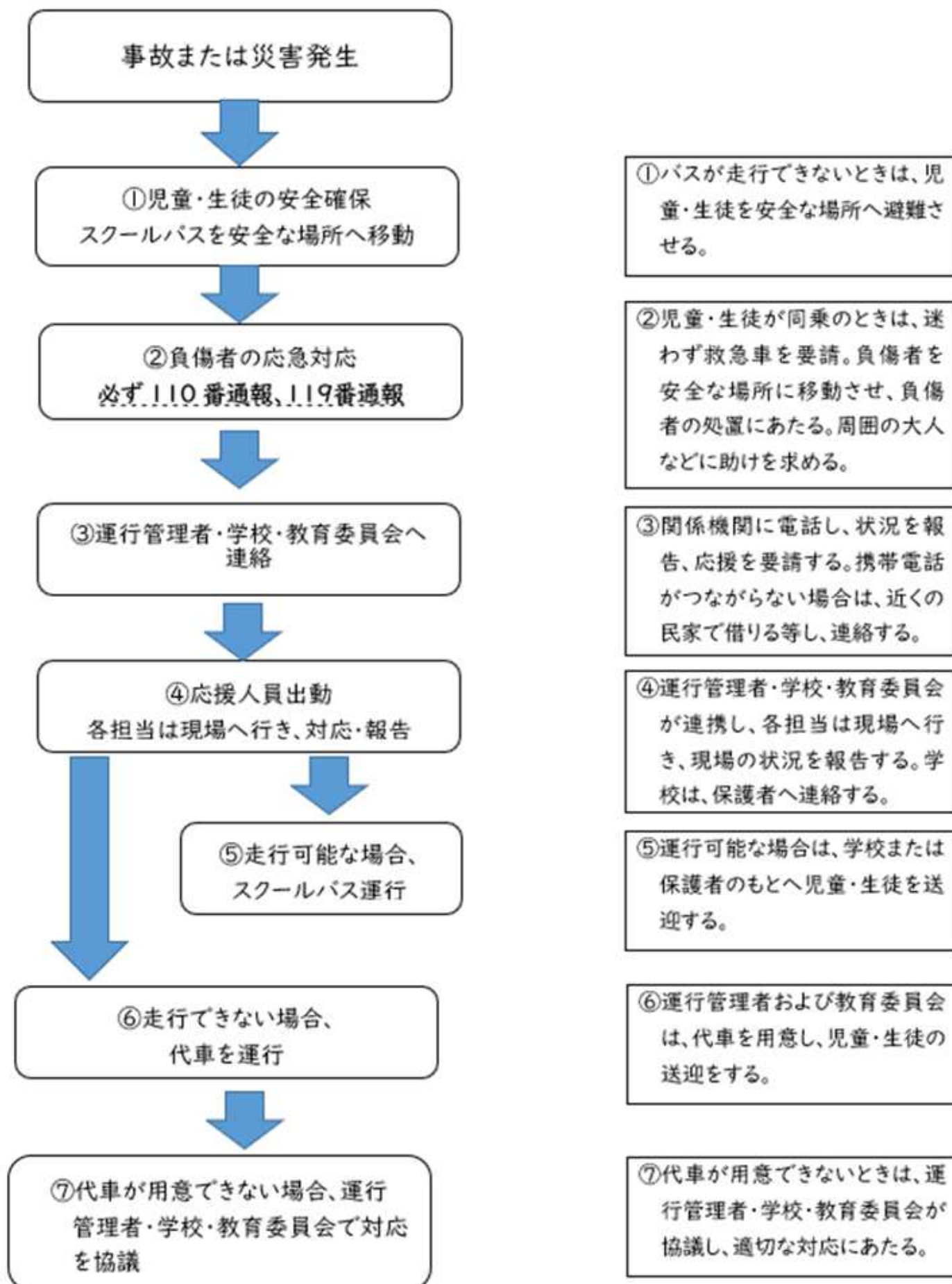
緊急事態発生時連絡フロー図



●負傷者がいれば、その処置にあたる。
●必要に応じて、児童生徒を安全な場所に避難させる。

【運転手の第一連絡先】
 ①児童生徒の生命・身体に関わる場合などの緊急時 ⇒ 消防・警察
 ②それ以外の緊急時 ⇒ 運行管理者等(運行業者)
【運行管理者等】
 ①連絡を受けた内容を速やかに学校及び教育委員会へ連絡
 ②対応を実施

事故・災害等が発生した場合のフロー図



スクールバス利用申込書
(令和6年度)

令和 年 月 日

大野市教育委員会教育長 様

保護者氏名

住 所

電 話

緊急連絡先

大野市スクールバス利用マニュアルを順守し、スクールバスを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

学 校 名	
-------	--

	氏 名	生年月日	利用年度における学年	利用区分
利 用 児 童 生 徒			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ

※お子様が小学生と中学生に通学の場合、別々に申請をお願いします。

※本申込書に記載された個人情報は、本事業以外の目的に使用しません。

利用する停留所名	
----------	--

備考

--

<記入例>

様式第1号

スクールバス利用申込書
(令和6年度)

令和6年4月1日

大野市教育委員会教育長 様

保護者氏名 開成 太郎
住 所 大野市〇〇1-1
電 話 0779-〇〇-〇〇〇〇
緊急連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

大野市スクールバス利用マニュアルを順守し、スクールバスを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

学 校 名	大野市開成中学校
-------	----------

	氏 名	生年月日	利用年度における学年	利用区分
利用 児童 生徒	開成 一郎	平成〇年〇月〇日	1 学年	<input checked="" type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
	開成 花子	平成〇年〇月〇日	3 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input checked="" type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ

※お子様が小学生と中学生に通学の場合、別々に申請をお願いします。

※本申込書に記載された個人情報は、本事業以外の目的に使用しません。

利用する停留所名	今井集落センター
----------	----------

備考

--

大野市教育委員会教育長 様

保護者氏名
住 所
電 話

大野市スクールバスの利用を変更・停止したいので、下記のとおり届出します。

記

学 校 名	
-------	--

利用児童生徒	氏 名	生年月日	利用年度における学年	利用区分 (変更する場合のみ)
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ

利用する停留所名	
----------	--

変更先の停留所名 (変更する場合のみ記入)	(変更後の停留所)
	(理由)

利用停止日 (停止する場合に記入)	年 月 日
	(理由)

備考

--

<記入例>

様式第2号

スクールバス利用変更・停止届

令和6年4月1日

大野市教育委員会教育長 様

保護者氏名 開成 太郎

住 所 大野市〇〇1-1

電 話 0779-〇〇-〇〇〇〇

大野市スクールバスの利用を変更・停止したいので、下記のとおり届出します。

記

学 校 名	大野市開成中学校
-------	----------

利 用 児 童 生 徒	氏 名	生年月日	利用年度における学年	利用区分 (変更する場合のみ)
	開成 一郎	平成〇年〇月 〇日	1 学年	<input checked="" type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
	開成 花子	平成〇年〇月 〇日	3 学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input checked="" type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学年	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ

利用する停留所名	今井集落センター
----------	----------

変更先の停留所名 (変更する場合のみ記入)	(変更後の停留所)
	(理由)

利用停止日 (停止する場合に記入)	令和6年12月1日
	(理由) 保護者での送迎に変更のため

備考

--

(別紙)

下庄小学校スクールバス運行表 ※校時の変更や行事等で運行時間を変更する場合があります。

【登校時】		【下校時】(上段：月、下段：火～金)		
停留地点	時間	停留地点	時間(1便目)	時間(2便目)
犬山	7:16	下庄小学校	14:10 14:50	15:05 15:50
中丁	7:20	乾側公民館	14:16 14:56	15:11 15:56
下丁(高村家)	7:22			
下丁(富田家)	7:23			
坂戸	7:28			
尾永見	7:32			
大門	7:34			
下庄小学校	7:44			

阪谷小学校スクールバス運行表 ※校時の変更や行事等で運行時間を変更する場合があります。

【登校時】	
停留地点	時間
六呂師バス停前	7:30
雲乗寺前(南六呂師)	7:32
春日神社(不動堂)	7:37
阪谷小学校	7:40
旧JA前(松丸)	7:42
森本	7:44
阪谷小学校	7:47

※下校時の利用なし(阪谷公民館にて放課後こども教室利用)

富田小学校スクールバス運行表 ※校時の変更や行事等で運行時間が変更する場合があります。

森目ルート				
【登校時】		【下校時】（上段：月・木、下段：火・水・金）		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
土布子ふれあい会館前	7：30	富田小学校	14：15 14：50	15：10 15：45
ぶるー夢森目1	7：32	上森目道場前	14：21 14：56	15：16 15：51
ぶるー夢森目2	7：33	新河原農業生産組合前	14：23 14：58	15：18 15：53
新河原	7：35	ぶるー夢森目2	14：25 15：00	15：20 15：55
上森目道場前	7：37	ぶるー夢森目1	14：26 15：01	15：21 15：56
富田小学校	7：42	土布子ふれあい会館前	14：28 15：03	15：23 15：58

蕨生ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
下唯野駅横	7：25	富田小学校	14：15 14：50	15：10 15：45
上唯野センター	7：27	中休（倉庫前）	14：21 14：56	15：16 15：51
中野出	7：29	中休（センター）	14：24 14：59	15：19 15：54
中野出道場前	7：30	城地出	14：25 15：00	15：20 15：55
城地出	7：31	中野出道場前	14：26 15：01	15：21 15：56
中休（センター）	7：32	中野出	14：27 15：02	15：22 15：57
中休（倉庫前）	7：35	上唯野センター	14：29 15：04	15：24 15：59
富田小学校	7：41	下唯野駅横	14：31 15：06	15：26 16：01

開成中学校スクールバス運行表 ※校時の変更や行事等で運行時間が変更する場合があります。

今井・榎ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
今井集落センター	7:20	開成中学校	16:10	17:40
平澤ふれあい会館	7:23	榎ふれあい会館	16:19	17:49
西山T字路	7:27	木本新田	16:22	17:52
木本荒子町	7:32	木本バス停	16:26	17:56
木本バス停	7:35	木本荒子町	16:29	17:59
木本新田	7:39	西山T字路	16:34	18:04
榎ふれあい会館	7:42	平澤ふれあい会館	16:38	18:08
開成中学校	7:50	今井集落センター	16:40	18:10

佐開・下据ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
佐開ふれあい会館	7:25	開成中学校	16:10	17:40
五条方集落センター	7:28	下据バス停	16:18	17:48
旧京福今井バス停	7:30	中据（上庄モーター ス倉庫）	16:21	17:51
稲郷集落センター	7:35	上据ふれあい会館	16:25	17:55
上庄小学校	7:37	↓	↓	↓
上据ふれあい会館	7:39	稲郷集落センター	16:28	17:58
中据（上庄モーター ス倉庫）	7:43	旧京福今井バス停	16:33	18:03
下据バス停	7:46	五条方集落センター	16:35	18:05
開成中学校	7:53	佐開ふれあい会館	16:37	18:07

東山・吉ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
東山	7:20	開成中学校	16:10	17:40
友兼バス停	7:24	吉	16:20	17:50
開発生活改善センター	7:26	森政領家	16:25	17:55
森政地頭生活改善センター	7:29	医王寺ふれあい会館	16:29	17:59
医王寺ふれあい会館	7:32	森政地頭生活改善センター	16:32	18:02
森政領家	7:36	開発生活改善センター	16:35	18:05
吉	7:41	友兼バス停	16:37	18:07
開成中学校	7:49	東山	16:40	18:10

冬期（小山地区）ルート					
【登校時】		【下校時】			
停留地点	時間	停留地点	時間（部活なし）	時間（部活あり）	
			（上段：月、下段：木）	1便目	2便目
深井	7:20	開成中学校	15:05 16:20	16:10	17:40
上黒谷	7:29	下舌	15:10 16:25	16:20	17:50
阿難祖（分岐点）	7:36	上舌	15:14 16:29	16:25	17:55
上舌	7:41	阿難祖（分岐点）	15:19 16:34	16:29	17:59
小山小学校前	7:45	上黒谷	15:26 16:41	16:32	18:02
開成中学校	7:55	深井	15:35 16:50	16:40	18:10

※小山小学校児童は登校時のみ利用（小山幼稚園にて放課後子ども教室利用）

陽明中学校スクールバス運行表 ※校時の変更や行事等で運行時間が変更する場合があります。

南六呂師・川上ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
旧六呂師小学校	7:20	陽明中学校	16:20	17:40
阪谷郵便局	7:30	川上生活改善センター	16:28	17:48
松丸バス停	7:34	松丸バス停	16:36	17:56
川上生活改善センター	7:42	阪谷郵便局	16:40	18:00
陽明中学校	7:49	旧六呂師小学校	16:49	18:09

蕨生・田野ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
旧蕨生小学校	7:25	下庄公民館		17:24
塚原バス停	7:31	青少年教育センター		17:27
井ノ口集落センター	7:33	陽明中学校 （乗り換え）		17:30 着 （10分待機）
田野ふれあい会館	7:35	陽明中学校	16:20	17:40
陽明中学校	7:47	田野ふれあい会館	16:33	17:53
		井ノ口集落センター	16:35	17:55
		塚原バス停	16:37	17:57
		旧蕨生小学校	16:42	18:02

柿ヶ嶋・森目ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
柿ヶ嶋馬橋	7：25	陽明中学校	16：20	17：40
下唯野園芸生産組合	7：29	ぶる一夢森目	16：29	17：49
七板ふれあい会館	7：32	富嶋集落センター	16：33	17：53
富嶋集落センター	7：37	七板ふれあい会館	16：38	17：58
ぶる一夢森目	7：41	下唯野園芸生産組合	16：41	18：01
陽明中学校	7：49	柿ヶ嶋馬橋	16：44	18：04

勝原・下麻生嶋ルート				
【登校時】		【下校時】		
停留地点	時間	停留地点	時間（1便目）	時間（2便目）
五箇公民館	7：25	陽明中学校	16：20	17：40
富田公民館	7：37	下麻生嶋集落センター	16：30	17：50
J A大野東支店	7：40	J A大野東支店	16：35	17：55
下麻生嶋集落センター	7：45	富田公民館	16：38	17：58
陽明中学校	7：54	五箇公民館	16：49	18：09